

# 農林水産業における労災保険制度 の見直しについて

---

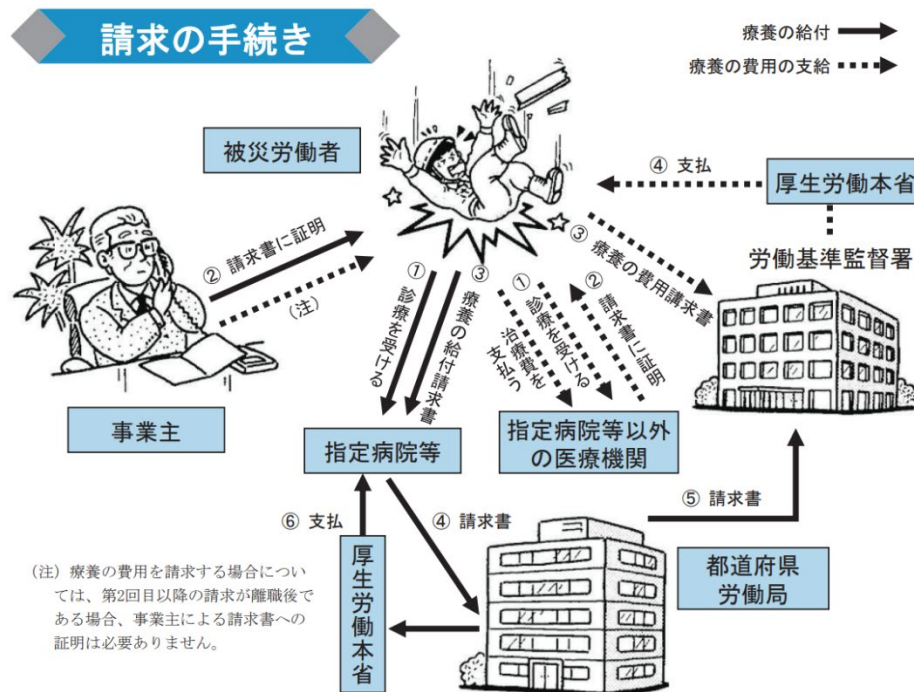
令和8年5月  
水産庁企画課

# 労災保険制度とは

- 労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれています。
- 労災保険は、原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用されます。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

出典：厚労省HP

## ○療養(補償)等給付請求手続の流れ



出典：(厚労省)「療養(補償)等給付の請求手続」パンフレット

# 漁業における労災保険の適用範囲について

- 原則、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇っている事業は労災保険が適用事業となりますが、農林水産業の場合、一部の小規模な個人経営体による事業は適用の例外（暫定任意適用）となっています。

常時使用の労働者	法人・個人	総トン数	事業の内容	労働者	中小事業主等、一人親方等	
5人以上	法人	全て	全て	適用	中小事業主等 (特別加入可能 <sup>※</sup> )	
	個人	全て	全て			
5人未満	法人	全て	全て			
	個人	5トン以上	漁業(船員法適用等)			任意加入
			漁業(内水面等)			
		養殖				
		5トン未満	全て			
漁船によらない	全て					
0人	個人	漁船による	漁業	/	一人親方等 (特別加入可能 <sup>※</sup> )	
			養殖			
		漁船によらない	全て			

※ 特別加入するためには一定の要件があります。詳しくは都道府県労働局・労働基準監督署にお尋ねください。

# 労災保険制度の見直しの議論について

- 今般、**労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする（5年以内の施行）、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されました。**
- これは、農林水産省の「第6回農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」（令和7年8月27日）における、**暫定任意適用事業に関して「適用に向けた検討を進めることについて、賛成である。」「労働者の安全確保と、雇用に向けた第一歩という観点から、適用の意義は大きい。」**とのご意見を踏まえ、**農林水産省は、暫定任意適用事業を廃止し、適用事業とする方向性**で厚生労働省と連携し、準備を進める必要があるとしました。
- 漁業についても、労働者保護や人材確保、経営安定の観点から、雇用主が労災保険に加入していくことは重要であるため、**水産庁においても、漁業の暫定任意適用事業を廃止し、適用事業とする方向性**で厚生労働省と連携し、準備を進めてきました。
- 労災保険の暫定任意適用事業の廃止は、厚生労働省の「**労災保険制度の在り方に関する研究会**」や「**労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会**」において議論が行われ、第127回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（令和8年1月14日）において取りまとめられました。
- なお、第124回労災保険部会（令和7年11月20日）では、農林水産省や関係団体へのヒアリングが行われ、**農林水産省経営局、林野庁、水産庁、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本林業経営者協会及び全国漁業協同組合連合会**が出席・報告しました。

# 労災保険料の負担感について

➤ 労災保険料は、全労働者の**年度内の賃金総額**に保険率を乗じて算出されます。

< 1年分の労災保険料の計算方法 >

当該年度にすべての労働者に支払った賃金総額※ × 労災保険率

※ 賃金総額：賃金、手当、賞与など、名称にかかわらず、労働者に対して労働の対価として支払われるすべてのもの。

(参考) 1経営体当たりの労災保険料(現行)のイメージ

	賃金総額 (一例)	労災保険料
5トン未満の漁船漁業 【海面漁業】	80万円	<b>約1.4万円</b>
のり類養殖	450万円	<b>約5.9万円</b>

< 漁業における労災保険率(現行) > [単位: 1/1000]

	保険料率
海面漁業(定置網漁業・海面魚類養殖業を除く)	<b>18</b>
定置網漁業・海面魚類養殖業	<b>37</b>
海面漁業以外の漁業又は農業	<b>13</b>

※海面で行う採介藻漁業、無給餌養殖は海面漁業以外の漁業の分類となる。  
※さし網漁業は、定置網漁業の分類となる。

【参考】暫定任意適用を受けている経営体(試算)

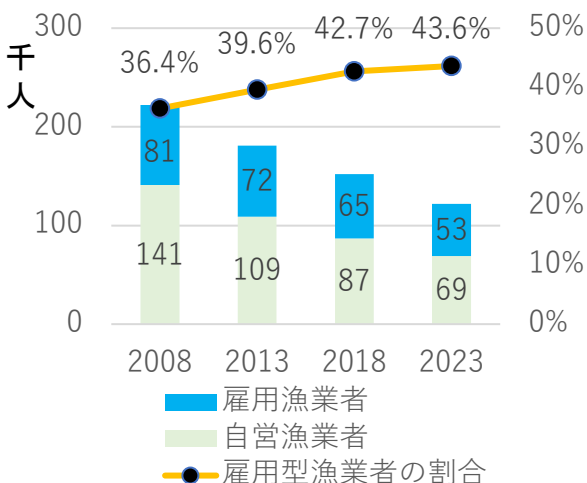
- ・ 漁業センサス(2023年)によると、暫定任意適用事業の対象と考えられる経営体は、**最大でも約1.8万経営体**。※(ただし、海上作業と陸上作業の両方を行っている雇用者がいる経営体が重複して計上されている可能性がある)
- ・ 暫定任意適用を受けながら**任意で加入しているのは約2千経営体**(令和7年9月時点)。

※ 漁業センサスにおける海上作業者として11月1日現在5人以上を雇用する経営体及び5トン以上の漁船漁業を営み1人以上を雇用する個人経営体並びに個人経営体以外の合計

# 労災保険の加入意義について

- 漁業者は全体的に減少傾向ですが、法人等の雇用型漁業者の割合は増加傾向です。
- 水産業における労働災害事故発生率（死傷年千人率：7.6）は、他産業平均（同：2.3）に比べて3倍以上の高い水準です。
- 小規模経営体においても死亡事故等の労働災害が発生しています。

漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」をもとに水産庁作成

労働災害発生率 (2024年)

労働者(全産業)	発生率
農業	5.6
建設業	4.2
林業	23.3
漁業・養殖業 (船員法適用事業除く)	7.6
全産業平均	2.3

資料：死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出。

注：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)の割合を示すもの

事業場単体が使用している労働者数別の水産業における労働災害発生件数 (2024年)

労働者数	労働災害件数 (人)		死亡災害件数 (人)	全労働災害件数に対する死亡及び休業1か月以上の割合
	休業4日以上休業1か月未満	休業1か月以上(死亡除く。)		
~ 4	24	44	3	66%
5 ~	123	185	1	60%

資料：労働者死傷病報告、死亡災害報告

○労働者保護・経営安定の両方の観点から労災保険への加入は重要です。

○人材確保（労働者の採用・定着）のためには、労働災害防止の取組に合わせて、労災保険等による補償措置も確保し、労働者が安心して働ける環境づくりが重要です。

○労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合に使用者（事業主）は、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っており、急な災害補償にも対応したうえで経営を持続的に行っていくためには、労災保険の加入により、労働災害に対する補償への備えも重要です。